

## 第1回 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る 暫定指導指針の一部改正について

平成25年6月18日、環境省は  
「ゴルフ場で使用される農薬による  
水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」  
の一部を改正いたしました。

この改正の要点は

- ①「ゴルフ場で使用される農薬による  
水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（以下 ゴルフ場指針値）が設定されて  
いるが、別表に指針値が示されている農薬に加えて「水質汚濁に係る農薬  
登録保留基準」（以下 水濁基準値）が定められている農薬については  
水濁基準値の10倍値をゴルフ場指針値とする。
- ②既にゴルフ場指針値が定められている農薬について、  
水濁基準値が新たに設定または改訂された場合は、  
従前の値に変えて水濁基準値の10倍値をゴルフ場指針値とする。  
となります。これからは、この指針値に基づいてゴルフ場からの  
排水管理を行う必要があります。

はじめまして。こんにちは！  
ゴルフ場で働いているキャディのみどいです。  
このたび緑の安全推進協会でゴルフ場農薬の  
適正使用について、いっしょに勉強すること  
になりました。  
わからないことばかりだけど、よろしくネ



エ～？  
何を言ってるのか  
さっぱり  
わかりません！  
誰か教えて！



解説しましょう！



農薬は、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ製造・販売・使用等ができません。農薬の登録を認めるか否かの判断基準のうち、以下の4つについては環境大臣が設定しています。

- ① 作物残留に係る農薬登録保留基準
- ② 土壌残留に係る農薬登録保留基準
- ③ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準
- ④ 水質汚濁に係る農薬登録保留基準

これらの基準に適合しない場合には登録が保留され、農薬として製造、販売ができないこととなります。

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の設定については「水質汚濁に係る農薬登録保留基準」が関係しています。

## 一日摂取許容量 (ADI)

人がある物質を食事や飲料水から毎日摂取しても健康に影響を及ぼさない量を**一日摂取許容量 (ADI : mg/kg/日)**として、すべての農薬に定められています。

この値は各種動物で試験をして、毎日食べても影響の認められない量 (無毒性量) を求め、さらにその値を安全係数 100 で割った数値で示されます。

農薬の摂取に関わる考え方として、食品 (作物、畜産物、魚介類) から合計 80% 以内、飲料水からの摂取が 10% 以内、その他の経路からの摂取が 10% 以内とされています。

飲料水の場合、「体重 53.3kg の成人が 1 日当たり 2 リットルの水を飲む」として計算されます。

ゴルフ場指針値の説明にあたり、農薬の安全性評価の考え方について勉強しましょう。



## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準 (水濁基準値)

水濁基準値は、体重 53.3kg の人が 1 日 2 リットルの水を飲む計算で ADI (一日摂取許容量) の 10% (飲料水摂取配分) を超えることのないように計算されます。

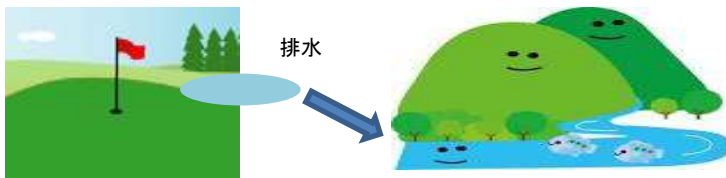
すなわち

$$\text{水濁基準値 (mg/L)} = \text{ADI (mg/体重 kg/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 \text{ (ADI の配分)} \div 2 \text{ (L/人/日)}$$

## ゴルフ場農薬水質汚濁防止に係る暫定指導指針 (ゴルフ場指針値)

水濁基準値が設定されているものは、その値の 10 倍値をゴルフ場指針値とします。

$$\text{ゴルフ場指針値 (mg/L)} = \text{水濁基準値 (mg/L)} \times 10 \text{ (希釈係数)}$$



ゴルフ場の排水が河川に流入したとき 10 倍に希釈されると仮定

ゴルフ場から出る排水がこの指針値を超えないようにしなければなりません。

**⚠ 都道府県によっては、より厳しい規制がなされることもあります。**

ゴルフ場農薬の安全・適正な使用について皆様も心がけましょう



今回の

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(ゴルフ場指針値) の設定により、ゴルフ場では従来通り

① 農薬使用状況の的確な把握

② 農薬流出実態調査

が必要となります。

本指針に基づき各県で策定されている「県のゴルフ場農薬安全使用指導要綱等」を遵守し、事業者 (ゴルフ場) は農薬の流出を低減させることが重要になります。そのため、定期的に排水口の水質測定が義務付けられ、排出水中の農薬濃度が指針値を超えた場合には指導要領に基づき報告しなければなりません。さらにその原因究明、対応措置についても報告義務があります。

内容についての不明点や疑問点については(公社)緑の安全推進協会 03-5209-2512 に問い合わせ願います。